

中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金

アナ： 「市長が語る2023三島」第21回の今日は、「中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお願いします。

市長： よろしく申し上げます。

アナ： さて、今月末から「中小企業等エネルギー価格高騰対策支援補助金」の給付が始まると伺っておりますが、どのような目的で実施されるものなのでしょうか。

市長： はい。

市内の中小企業の皆様におかれましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安やウクライナ情勢等に起因する物価高騰及び燃料価格高騰の影響を受け、引き続き厳しい経営状況にあるものと認識しております。

そこで、昨今の電気料金高騰に伴う市内の中小企業の皆様の負担を軽減することにより、事業継続の一助としていただくことを目的といたしまして、この補助金制度を実施するものでございます。

アナ： 電気料金高騰に対する負担軽減策として実施されるということですね。どのような事業者の方が対象になるのでしょうか。

市長： はい。

電気料金高騰に対する補助につきましては国、県による制度が別にございまして、国において低圧や高圧による受電契約の事業所に対して補助を行っておりますほか、県においては特別高圧による受電契約の大企業等に対し、支援を実施することを決定しております。

そこで、国、県の補助の対象とならず、低圧による受電契約と比較しても国の支援が手薄であり、しかも、電力使用量が多いため電気料金高騰の影響を強く受けていると思われる高圧による受電契約の事業者を市として補助対象とする予定でございます。

なお、市内に本社・本店があるかといったことや業種は問いませんので、市内に事業所をお持ちの中小事業者の方で、高圧による受電契約をされている場合には、ぜひこの補助金をご活用いただきたいと存じます。

アナ： 補助金額はどのようになっているのでしょうか。

市長： はい。

補助金額でございますが、令和4年と令和3年の年間の電気料金の差額に対し、1契約あたり50万円を上限に補助金を給付する予定でございます。

このような考え方としましたのは、令和3年9月頃から電気料金が上昇傾向となりましたが、令和5年1月使用分からは国による支援が

開始されたことなどを考慮いたしますと、市内事業所において負担が最も大きかったのは、令和4年における電気料金だと想定されるためでございます。

そこで、前年の令和3年との差額に対する支援という形にいたしました。

アナ： では、申請期間や申請方法について教えていただけますか。

市長： はい。

申請期間は、来週8月28日から11月24日までの約3か月間を予定しております。申請方法につきましては、補助金交付申請書、市内に事業所があることが確認できる書類、令和3年及び令和4年の電気料金が確認できる書類などをご準備いただき、郵送による申請をお願いいたします。

詳細につきましては、市のホームページや広報みしま9月1日号に掲載いたしますので、そちらをご確認いただければと存じます。

アナ： 期間は、来週8月28日から約3か月間で、郵送による申請ですね。最後に、この放送をお聞きの皆様へメッセージをお願いします。

市長： はい。

この補助金につきましては、三島商工会議所や市内金融機関とも連携しながら周知を行い、支援を必要とされている皆様にしかりと情報が届くようにいたしたいと考えております。

対象となる市内事業者の皆様におかれましては、ぜひ本補助金をご活用いただき、事業継続の一助としていただければ幸いです。

アナ： 豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。